

自転車をご利用されている皆さま、ご存知ですか

シーアイハイツ和光管理組合

埼玉県では「自転車の安全な利用の促進に関する条例」が平成29年10月に改正され、今年4月1日に「自転車損害保険の加入義務化」が施行されました。

埼玉県のホームページによりますと、自転車事故に対する社会的な責任の重みが増してきている現状、被害者救済の確保等の観点から、自転車保険加入に関して一層の促進を図る必要があるため、自転車利用者に対する保険加入の義務付け等を行うものとされています。

管理センターにシーアイハイツ内での自転車事故に関する事案は今のところ報告されておりませんが、この頃ハイツ内でも危険な状況が散見されることから、以下の点で安全の確保をお願いいたします。

- ◆敷地内では、スピードを出さないこと。(お子さんにも徹底をお願いします。)
- ◆走行中は、ながらスマホはしないこと。
- ◆歩行者優先を守ること。

自転車事故を補償する保険には、既に参加されています自動車保険や火災保険、傷害保険の特約で付帯する保険等でカバーされている場合があるかと思えます。この自転車保険への加入義務化には罰則規定はありませんが、この機会に各ご家庭にて、一度ご確認いただければと思います。

平成30年4月1日施行

埼玉県では自転車保険への加入が義務になります!

自転車事故の高額賠償事例 **9,521万円**
(神戸地方裁判所、平成26年7月)

Q なぜ義務化するの?
自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q 何がかわるの?

- ①自転車利用者**
埼玉県内で自転車を利用する場合には、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入
- ②自転車を利用する事業者**
業務として自転車を利用する場合には、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外
- ③自転車貸付業者**
レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
- ④自転車販売店・学校**
自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が**努力義務**になります。

★裏面のチェックシートで自転車保険加入の確認をしてみましょう!
埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課
TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757

自転車保険の加入状況を **チェック!**

→ はい → わからない → いいえ

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせた場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害保険等)に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られる「TSMマーク」も該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車保険に加入しています。 | 保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。 | 自転車保険への加入が必要です。

事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

(日常生活での賠償責任保険等)

自転車保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> 自転車向け保険 自動車保険の特約 火災保険の特約 傷害保険の特約 会社等の団体保険 PTAの保険
団体保険	<ul style="list-style-type: none"> PTAや学校の窓口となる保険
共済	<ul style="list-style-type: none"> 全労済、市民共済など
TSMマーク付帯保険	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険	<ul style="list-style-type: none"> カード会員向けに付帯した保険

(業務中の賠償責任保険等)

自転車保険の種類	保険の概要
運転所有者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> 業務活動中の事故に備えた保険
TSMマーク付帯保険	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の車体に付帯した保険

自転車保険について詳しくは [埼玉県 自転車条例改正](#)

詳細については、「埼玉県ホームページ (くらし・環境 > 防犯・交通安全 > 交通安全 > 道路交通法等に関すること>その他：自転車の安全な利用の促進に関する条例)」をご参照ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyajyourei.html>